

Title	法廷において文化と向き合う——コスタリカにおける「裁判所」の民族誌的研究
Author(s)	額田, 有美
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69303
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (額田 有美)

論文題名

法廷において文化と向き合う
—コスタリカにおける「裁判所」の民族誌的研究—

論文内容の要旨

本論文は、コスタリカにおける文化鑑定 (peritaje cultural) と慣習法裁判所 (tribunal de derecho consuetudinario) という二つの事象に注目し、それらの意義を具体的な描写のなかに示すことを目的とした。

第I部では、背景と方法論について説明した。まず序章では、従来は文化 (culture; cultura) という概念が入り込む余地の少なかった裁判所や法廷において、主に訴訟当事者の文化的差異という形でそれが意識されるようになったこと、また学界においては、一方では文化鑑定や文化的抗弁についての研究が、他方では慣習法裁判所に関する研究がいずれも各地域レベルで着手されるようになったことを説明した。しかし、従来の研究においては、一方では欧米諸国を中心に、他方ではラテンアメリカ諸国を中心に、また、一方では応用実践人類学的な関心から、もう一方では政治人類学的な関心から、それぞれ平行した個別的な議論が展開されてきた。これに対して、本論文は包括的な視点から文化鑑定と慣習法裁判所の相互関係も視野に入れて論じることを表明した。

第1章では、論文全体をとおしての理論的枠組みとして「マイノリティ」をキーワードとすること、その際、マイノリティを範疇として捉え、マジョリティというもう一つの範疇との関係性のなかで理解することを示した。

第2章では、人文学的な意味で民族誌的アプローチをとるという本論文の方法論的立場を明らかにした。

第II部では、文化鑑定に対する批判の妥当性を検討した。まず第3章では、批判の主な根拠となっているのは、文化を表象するという行為そのものの暴力性であるということを指摘した。

第4章では、コスタリカにおける文化鑑定の実例を描写することとおして、文化表象と暴力性とを直結させる文化鑑定批判を打破することを試みた。具体的には法廷という場における法曹関係者や訴訟当事者あるいは証人たちのやり取りの様子を描き、その描写をとおして、従来の研究においては十分に議論されてこなかった、法曹関係者にとっての自文化を浮き彫りにするという文化鑑定の意義がどのように達成されるのかを論じた。

第III部では、慣習法裁判所に対する批判の妥当性を検討した。第5章と第6章では、コスタリカにおける慣習法裁判所を取り巻く近年の社会状況や、カバグラ先住民居住区の慣習法裁判所の成立過程や現在の活動の様子を描写した。その際、カバグラ慣習法裁判所 (以下、TDCCとする。) を取り上げたこれまでの研究においては、伝統的あるいは純粋な文化の「再稼働」や「再現」としてTDCCが捉えられていたのに対し、本論文ではこれを「オルタナティブ・ジャスティス」として捉え直すという立場を示した。

第7章では、TDCCを「オルタナティブ・ジャスティス」として捉える視点を維持しつつ、慣習法裁判所下では女性の権利が侵害されるのではないかとする指摘の妥当性を検討した。具体的には、カバグラ先住民居住区で発生し、TDCCを介して処理された女性を当事者とする複数の係争事例を取り上げ、事件発生から解決までの流れを詳しく描写しながら考察を加えた。そして、慣習法裁判所下では女性の権利が虐げられるという指摘がなされる背景には、カバグラ先住民居住区におけるTDCCという取り組みを過去のやり方の「再稼働」や「再現」と同一視する見方が関係していること、またそのような過去回帰型の見方を、女性の権利と先住民の権利との共存を可能にする未来志向型の見方に転換させる必要があることを指摘した。

そして第8章では、カバグラ先住民居住区で発生しTDCCによって処理された土地や水などの自然資源に関わる係争事例の描写をとおして、慣習法裁判所の潜在的な課題としての強制力の限界を指摘した。つまりTDCCは、カバグラ先住民居住区における過去のやり方や現在の国家のやり方に対するオルタナティブを模索する取り組みであり、それは現在進行形の、常に確立される途上にある取り組みを意味すること、したがって、仮に制度としてその強制力が確立されてしまうならば、もうそれはオルタナティブではあり得ないという点において、強制力の限界が生じざるを得ないことを指摘した。またこの章では、従来はもっぱら文化という概念でのみ説明されてきた慣習法裁判所においても、それ以外の説明のし方を要する場合があるということを示した。

以上より、従来の研究では見過ごされていた文化鑑定と慣習法裁判所が併存することの意義として、両者はいずれ

もマジョリティの範疇にある法廷のあり方へのマイノリティという範疇からの異議申し立ての取り組みであり、文化鑑定と慣習法裁判所との間にも、併存することによって一方がもう一方へ異議を申し立て、それぞれの取り組みを今以上に改善して行こうとする関係性が成り立ちつつあることを明らかにした。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (額 田 有 美)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	千葉 泉
	副 査	教授	宮原 暁
	副 査	教授	池田 光穂

論文審査の結果の要旨

本論文は、コスタリカの先住民ブリブリを主たる事例として、多元的法体制下における法廷のあり方への取り組みである「文化鑑定」と「慣習法裁判所」を、民族誌記述法を用いて多文化主義的な観点から考察し、両制度の相互関係の中で生成している法の新たな運用という社会のダイナミズムを論じることを目的としている。

フィールドワークは、2012年8月から2016年12月までの間、コスタリカの首都圏（文化鑑定の実施を担う司法機関や研究機関の所在地）および南部のカバグラ先住民居住区（慣習法裁判所の所在地）などで断続的に行われた。

本論文は4部から構成されており、まず第I部（序章～第2章）が問題の所在と方法論に、第II部（第3章～第4章）と第III部（第5章～第8章）はそれぞれ文化鑑定と慣習法裁判所に関する個別的議論の批判的検討に、そして第IV部（終章）は文化鑑定と慣習法裁判所を包括的に議論する結論に充てられている。

第I部のうち、序章では、文化鑑定と慣習法裁判所が英語圏およびスペイン語圏の研究者の間で、それぞれ個別の研究潮流のなかで論じられてきた旨を提示している。第1章では、「マイノリティ」という範疇に着目しつつ、これらの制度を俯瞰的に論じ直す新しい視点について、第2章では、アプローチとして民族誌記述法を用いることの意義について説明している。

第II部では、文化鑑定に対する批判の妥当性を検討する。第3章において、「文化を表象する」という行為そのものが持つ暴力性の批判に集中していた従来の議論に疑問を呈したうえで、第4章では、文化鑑定が達成されるまでの過程そのものに注目し、コスタリカにおける文化鑑定の実例の描写と分析を通し、法廷において、さまざまな立場の人々による多様な語りを可能にするという、文化鑑定の意義を示唆している。

第III部のうち、第5章と第6章では、調査地であるカバグラ先住民居住区とカバグラ慣習法裁判所（TDCC）を描写し、慣習法裁判所を「過去への回帰」と捉える従来の解釈を批判する。第7章では、実際の係争事例の記述・分析をとおして、旧来の方法へのオルタナティブを模索する人々の姿が示される。第8章では、常にオルタナティブを模索する途上であるがゆえの、慣習法裁判所の不安定性、特に「強制力の限界」について説明がなされる。

以上の議論をふまえ、第IV部の終章では、文化鑑定と慣習法裁判所が併存することから生まれる意義は、現在の法廷のあり方に対するマイノリティという範疇からの異議申し立てにあること、そして、この二つの事象を俯瞰的に論じることも、現在の支配的な学術的言説のあり方への同様の立場からの異議申し立てであることが明かされる。

本論文の意義は、法学、人類学、ラテンアメリカ地域研究、政治学など、複数の分野にまたがる文化と法の問題に果敢に挑戦し、一定の成果を挙げた点にある。とりわけこれまで個別に扱うことで、限定的な意義しか示唆されてこなかった「文化鑑定」と先住民「慣習法裁判所」の問題を包括的に論じることにより、民族的マイノリティに関する正義の実現に向けて、同一地域に共存する多様なステークホルダーが主体的に行動し、試行錯誤しながら相互に影響し合うプロセスの全体像を、生き生きと描くことに成功していることは、高く評価できる。また、実際の文化鑑定の事例をめぐって記録された陳述資料、そして慣習法裁判所の現場において、みずから補助的業務に携わる過程で発見し、整理・分類した記録など、現地語で書かれた貴重な一次文献資料を駆使することで、論述に高度なリアリティと実証性を与えていることは、法文化研究にとって方法論的な指針を与えるものとなる。また、先住民の法的権利に関わる研究と実践を架橋するという意義も大きい。

以上の所見から、法人類学、法社会学、先住民研究の分野に寄与する本研究の貢献は多大であり、博士（人間科学）の学位を授与するに相当すると判断できる。